

共通化推進方針案の修正の全体像（見え消し）について

（職務上請求システム・自動車臨時運行許可申請システム）

資料5－1．職務上請求システム・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1

資料5－2．自動車臨時運行許可申請システム・・・・・・・・ p.16

職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）

令和 8 年 3 月 25 日

法務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）¹を踏まえ、共通化の対象となる業務・システム「職務上請求システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

職務上請求システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 従前の運用現状

弁護士や司法書士等の士業者が、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までに基づく戸籍謄本等の請求（以下「職務上請求」という。）ができることとされている。

職務上請求に当たっては、不正請求の防止措置として、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号。以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 4 号等により、各士業者団体の定めた統一請求書を用いて窓口又は郵送で行っている（オンラインでの請求は行われていない）。

¹ 令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）

4 【デジタル庁（3）】【総務省（3）】【法務省（4）】

戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の 2 第 3 項及び住民基本台帳法 12 条の 3 第 2 項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡 協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ. 共通化の検討

(ア) 共通化推進方針の策定方針

「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」(令和7年9月26日付国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。)において、法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した共通化推進方針案(以下「案」という。)を策定することとされた。

また、その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、自治体や各士業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討することとされた。

(イ) 作業依頼を踏まえた検討の実施

a. e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等の活用について

職務上請求システムの構築に当たって最も優先すべきは、不正請求の防止である。戸籍情報は極めて機微な個人情報であり、単に「士業者であること」の確認だけでなく、職務上必要な請求であることを担保する仕組みが不可欠である。この点、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築については、資格確認はできても、請求の適法性を確認・担保する仕組みがない。

また、国家資格等情報連携・活用システムの利用が可能であるのは一部の士業者に限られており、当該システムを職務上請求システムの構築に当たって活用するのは現実的でない。加えて、案の作成段階から一部の士業者団体による職務上請求システム構築の検討が進められていたこと等の状況を慎重に考慮する必要がある。

以上からすれば、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することについては見送ることとした。

b. 自治体や各士業団体の声を聴くことについて

【自治体との意見交換】

案の作成に当たっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム(自治体メンバーも含まれる)から意見を得た。また、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より、同事務局が実施した調査、質問・意見照会等により得られた自治体からの意見の共有を得た。

案の作成に当たって考慮が必要と判断された自治体の主な意見の

要旨として、以下のものが挙げられる。

- ① 職務上請求システムは、8土業共通のシステムとして国において標準仕様を定めることが最も合理的である。司法書士以外の土業が各々本システムを構築し、市区町村が導入する度に費用負担が生じるのであれば、普及は進まず、共通化の推進に悖ることになる。
- ② 法務省において、自治体と土業者団体との調整を密に行い、請求にかかる手続きを請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。
- ③ 費用の見通しを明確にした上で（自治体の）負担の少ない方式を選択していただきたい。
- ④ より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。
- ⑤ 戸籍情報連携システムを活用すべき。
- ⑥ 単なるシステム化にとどまらず、業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）とすることにより、申請・審査・交付までの業務の効率化を図ることが重要。

【土業者団体との意見交換】

また、法務省として、対象となる8つの土業者団体と意見交換を実施した。案の作成段階においては、日本司法書士連合会（以下「日司連」という。）との間で、日司連が職務上請求システムを構築することで合意したところである。

c. 国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法について

上記 b. において自治体からの意見の要旨として示した通り、システムや提供ベンダが土業ごとにバラバラになってしまうと、自治体側の契約更新などの調整コストや実際利用する際の事務コスト等が大きくなることが想定される。他方で、a. で示した通り、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することは困難である。

また、職務上請求は、各土業団体が発行する専用の請求書を用いて行われているが、当該請求書は土業団体内の自治として、研修を受講した者のみに販売を認めているほか、請求内容を土業団体が事後的に検証するなどの取組が行われることで不正の発生が防止されているため、職務上請求をシステムで行うこととした場合において

も、不正検証のノウハウを有する士業団体において事後的に検証することが可能なシステムを構築することが重要であると考えられる。したがって、士業者団体が共同で構築（一つの士業者団体が構築したシステムを他の士業者団体も共同利用する場合も含む。以下同じ）する案が、トータルコストの最小化の観点から適切であると考えられる。

ウイ. 共通化後の姿

イ. を踏まえれば、士業者、士業者団体及び自治体の事務負担の軽減並びににおいてトータルコストの最小化の観点から、士業者団体が共同で職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、これを市区町村が導入することで、オンライン上で職務上請求を行えるようにすることが共通化後の姿として目指すべきものである。

またその際、単なるシステム化にとどまらず、申請から審査、交付に至る業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、全士業者団体における請求書様式や記載項目等の請求書内容の統一についても併せて検討することにより、士業者団体及び自治体双方の事務負担軽減を図る。

(2) 共通化の効果

士業者団体が共同で職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、市区町村が導入することで、以下の効果が期待される。

ア. 行政の効率化

受領した請求書の管理の事務負担や、保管スペースが不要となる。

また、手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。

オンラインでの請求では、「統一請求書の紛失」という概念が存在しないため、使用できない請求書の番号を確認する必要はない。

さらに、請求書様式や記載項目が統一されることにより、請求内容の確認や審査が容易となり、差戻しや補正対応の削減など、業務プロセス全体の効率化が図られる。

加えて、自治体におけるコストダウンが期待される。

イ. 士業者の利便性の向上

士業者は本籍地市区町村の窓口へ赴くことなく、また、郵送もすることなく、自らの事務所からオンラインで請求を行うことができるようになる。

特に、遠方の市区町村に請求する場合、従前は郵送によって請求するほかなかったが、オンラインで請求することができるようになることで、発送から到着までにかかっていた時間を短縮することができる。

また、請求がオンライン化することで、申請に係る郵送費（切手代）や定額小為替購入手数料が不要となり、士業者のコストダウンも期待できる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 法務大臣が定めるとされているもの

戸籍法施行規則第 79 条の 2 の 4 第 1 項に基づいて職務上請求をオンライン上で行う場合、同規則第 79 条の 4 により、統一請求書（同規則第 11 条の 2 第 4 号参照）に準ずる措置として、法務大臣の定めるものが講じられている必要がある。

この措置については、法務省として、「戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて（通達）」（令和 8 年 3 月中に 3 月 26 日付法務省民事局長通達として発出予定。（以下「通達」という。））を発出し、概要以下の内容を定めたところである（通達の具体的な内容については別添資料参照）。

① 電子情報処理組織により、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求を行う場合において、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣が定める電子証明書は、次のとおりとすること（通達別添 1）。

セコムパスポート for G-ID

（平成 14 年総務省・法務省・経済産業省告示第 8 号）の用に供するため作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

② 戸籍謄本等の交付請求の管理に係る事項として、例えば、請求書情報の検証について、職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること（通達別添 2 第 4 3（3））。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又は CRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL 方式による場合は、サーバから最新の CRL を取得して 24 時間以内に検証を行うこと。

また、請求書情報の保存については、職務上請求システムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から起算して 3 年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること（通達別添 2 第 4 3（4））。

イ. 士業者団体及び地方公共団体自治体との意見交換

不正請求の防止のために講ずべき措置については法務省において定めることは、残りの7士業者団体やその所管省庁とされている綿密な意見交換を実施し、日司連が、職務上請求構築するシステムが他の細かな設計について士業者団体でも共同構築されるよう、またその際には、必要かつ効率的なBPRが実施されるよう必要な調整を主導する。

更に、各士業者団体が担うことから、それぞれの団体に委ねられることとなる。バラバラにシステム構築をすることで負担が増加するのではないかとの自治体の懸念に寄り添うべく、日司連によるシステム構築の状況や残りの7士業者団体との意見交換や検討、調整の状況等を丁寧に説明し、理解を得ていく。また、自治体とも意見交換を行い、トータルコスト最小化も念頭におきつつ、そこで得た意見をシステム構築や運用に反映していく。

職務上請求システムを多くの市区町村が使いやすいものとし、導入する市区町村が拡大していくことを目指す観点から、士業者団体も交えた形で市区町村との意見交換を行うなど、士業者団体と市区町村のお互いにとってよりよいシステムの構築を支援していく。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
開発業者における開発																					士業者団体（任意）
市区町村における導入																					市区町村（任意）

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
法務省、士業者団体、自治体等による意見交換																					法務省 士業者団体 自治体
システム構築・意見交換等を踏まえ必要に応じた改修																					日司連（共同構築の場合は他の士業者団体も含む） 法務省（調整を主導）
市区町村における導入																					自治体（任意）

法務省民一第594号
令和8年3月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて (通達)

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)において、法務大臣が定めるとされているものを別紙のとおり示しますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

戸籍法施行規則の条項	法務大臣が定めるもの	
第79条の3第5項第2号	市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるとして法務大臣の定める電子証明書	別添1
第79条の4	電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置	別添2

令和8年3月26日
法務省民事局

市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第79条の3第5項第2号に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までの請求をする場合に、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書は以下のとおりである。

- セコムパスポートforG-ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

令和 8 年 3 月 2 6 日
法務省民事局

電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置

戸籍法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 9 4 号。以下「規則」という。）第 7 9 条の 4 に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求（以下「職務上請求」という。）をする場合に必要な措置として法務大臣が定めるものは以下のとおりである。

第 1 目的

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき、電子情報処理組織により戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は規則別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合において、規則第 1 1 条の 2 第 4 号に準じて請求の任に当たっている者を特定する方法を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

1 戸籍情報システム

法第 1 1 8 条第 1 項に規定する電子情報処理組織のうち、市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

2 戸籍職務上請求オンラインシステム

弁護士等が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき電子情報処理組織により行う戸籍謄本等の交付請求を処理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。なお、戸籍情報システムと電気通信回線により接続されていることを必ずしも要しない。

3 士業者団体

弁護士等の所属する会のうち、別表に掲げるものをいう。

4 統一請求書

規則第 1 1 条の 2 第 4 項に定める統一請求書をいう。

5 管轄法務局等

戸籍謄本等の請求先市町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。

6 ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及

び効果を有するハードウェア又はソフトウェアをいう。

7 データ

戸籍職務上請求オンラインシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報をいう。

8 プログラム

電子計算機を機能させて戸籍職務上請求オンラインシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。

9 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

10 ドキュメント

戸籍職務上請求オンラインシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

第3 体制等の整備

1 責任体制等の確立

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。

2 作動停止時における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍職務上請求オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

3 データの漏えいのおそれがある場合における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

4 不正アクセス判明時における対応

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備するとともに、不正アクセスが判明した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めるとともに、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講じること。

5 不正プログラムの混入の検知等

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

第4 戸籍職務上請求オンラインシステムの管理

1 ソフトウェア開発等の管理

(1) 設計の実施

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティを高める設計を行うこと。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、必要機能を明確にし、将来の規模の拡大等を考慮した設計を行うこと。

(2) 試験の実施

戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行った場合には、その試験を適切に実施すること。また、試験の実施に当たっては、ファイルの安全を確保するため、適切な措置を講ずること。

(3) 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発等に際してのエラー及び不正行為の防止

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の計画を策定すること、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の責任者を指定すること、プログラムの作成、変更又は廃止を責任者の承認を得て行うことなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ 戸籍職務上請求オンラインシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者が確認すること。

2 アクセスの管理

(1) 端末機の管理

戸籍職務上請求オンラインシステムにアクセスする端末機は、弁護士等又はその補助者及び市町村職員以外の者が使用できないものを用いること。

(2) 操作者の確認

戸籍職務上請求オンラインシステムへのログインに際しては、2つ以上の独立した要素を用いて認証を行う方法(※)により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

※知識、所有、生体のうち2つ以上の異なる属性を併用する認証方法。具体的には、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等が考えられる。

(3) 暗証番号等の取扱い

暗証番号等の規則を定め、操作者に当該規則方法を遵守させること。なお、当該規則において暗証番号の定期的な変更を定めてはならない。

(4) ファイルに対する利用制限

操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルへのアクセス制限を適切に定めること。

(5) 操作履歴の記録等

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、1年以上保存すること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(6) 複数回のアクセス失敗に対する機能

複数回のアクセスの失敗に対し、アクセス権限を一定時間取り消す機能等を設けること。

3 戸籍謄本等の交付請求の管理

(1) 請求書情報の作成

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報(令和6年2月26日付け法務省民一第503号民事局長通達記第1の2(1)に規定するものをいう。)を作成し、弁護士等の電子署名を行う機能を有すること。また、電子署名を行うに当たっては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

(2) 請求書情報の送信

戸籍職務上請求オンラインシステムは、弁護士等又はその補助者の操作により、上記(1)に基づき作成された請求書情報を市町村長に対し送信する機能を有すること。また、市町村職員が、自市町村長に送信された請求書情報を確認できるようにする機能を有すること。

また、ファイル無害化機器、無害化ソフトウェア又は無害化サービス等を導入し、請求書情報に外部ファイルを添付する際には、当該ファイルの

無害化を実施すること。

(3) 請求書情報の検証

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又はCRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL方式による場合は、サーバから最新のCRLを取得して24時間以内に検証を行うこと。

(4) 請求書情報の保存

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること。

(5) 内部統制

戸籍職務上請求オンラインシステムは、以下の場合に市町村長又は管轄法務局等に対し警告を出力する機能を有すること。また、市町村職員又は士業者団体職員の操作により、特定の電子署名がされた請求書情報について、その送信ができないように制御する機能を有すること。

ア 1か月に200件以上の請求書情報の送信がされた場合。なお、件数は電子署名を単位として計上することとする。

イ アクセス状況の分析から、正当なアクセス権限を有しない者がアクセスしていることが疑われる場合。

4 電気通信回線の通信制御等

(1) 電気通信回線を通るデータの暗号化

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村長の使用に係る電子計算機間の通信は、暗号化すること。

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して戸籍職務上請求オンラインシステムを保護するため、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないうようにするため、電気通信関係装置の管理に当たっては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を

講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村との間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、安全な方法により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(6) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡、セキュリティを侵害された場合における証拠の解析等を容易にするため、戸籍職務上請求オンラインシステムの時刻を正確な時刻に同期するため必要な措置を講ずること。

第5 外部委託の特例

士業者団体が構築する戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、上記において、市町村長が定めるとされている事項について自ら定めず、当局の承認を得て士業者団体が定める約款によることができる。

別表 (第2の3で定める士業者団体)

日本司法書士会連合会

自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針（案）

令和8年3月27日
国土交通省・デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自動車臨時運行許可申請システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

自動車臨時運行許可申請システム 臨時運行許可業務・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

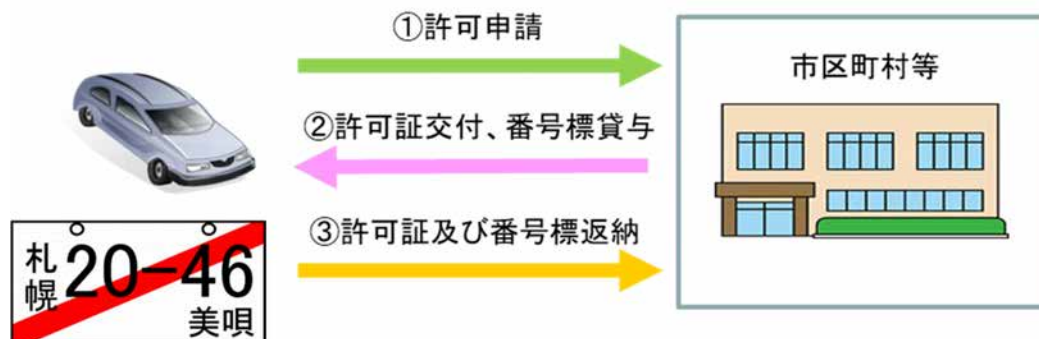
ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きであり、その許可は地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされている主に市区町村（一部の町村を除く）の窓口において行われている。

許可を受けるためには、窓口申請書を提出した上で、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠証」という。）及び許可の対象となる車両の情報を示す資料（車検証等）を提示する必要がある。

許可を受けた者は、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）の交付及び臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与を受け、それらを自動車に表示した上で運行し、許可の有効期間が満了してから5日以内に許可証及び番号標を窓口に戻却する必要がある。



(イ) システムの導入状況

一部の市区町村では、マイナポータルサービスの検索・電子申請機能（以下「ぴったりサービス※」という）や Logo form、e-tumo といった民間プラットフォーム等を用いたオンライン申請が可能となっている。

一方、様々のプラットフォームが存在するため、申請者が自治体ごとに申請システムを検索する必要が生じるほか、各申請サイト・システムの操作方法を覚える必要があり、ユーザーエクスペリエンス（以下「UX」という。）に課題がある。

また、市区町村においても各自でシステムを開発及び運用・保守するコストが生じているほか、制度改正があった場合はその都度各市区町村において申請システムの改修を行う必要があり、非効率的な運用となっている。

このような状況を受け、令和7年12月からマイナポータルにおいて、ぴったりサービスを用いたオンライン化に活用可能な「標準様式」を提供開始したところ。この標準様式の提供開始以降、ぴったりサービスを用いた電子申請に対応する市区町村は令和8年3月末時点で6団体とが漸増している。

※ぴったりサービスは、令和8年10月以降次期オンライン申請サービスに移行します。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

ぴったりサービスによるオンライン申請の導入を促進することで、申請プラットフォームの共通化を図る。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

オンライン申請のプラットフォームが共通化されることにより、自治体ごとに申請システムを検索する必要がなくなるとともに、それぞれのサイト・システムの操作方法を覚える必要がなくなる等UXの改善が図られる。加えて、マイナンバーカードを用いた入力補助により、申請フォームの作成負担が軽減される。

また、オンライン申請が未導入の自治体における申請のオンライン化が促進されることにより、オンライン申請が可能な者の範囲が拡大

する。

(イ) 行政の効率化

オンライン申請が未導入の市町村においては、ぴったりサービスを用いることにより、独自でシステムの開発及び運用・保守をせずとも申請のオンライン化を実現することが可能となる。また、標準様式を用いることにより、ぴったりサービス上の申請フォームを作成する作業が不要となることから、オンライン化の作業が大幅に軽減される。

既に独自のオンライン申請を導入済みの市町村においても、ぴったりサービスへ切り替えることにより、独自システムの調達や運用・保守のためのコストが不要となり、財政負担の軽減が図られる。

標準様式を用いたオンライン申請を導入している市町村においては、今後制度改正により申請書の記載事項や様式の修正等があった場合、当該制度改正の内容を国土交通省が標準様式に反映することによって、各自治体における修正作業が不要となり業務効率化が図られる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

ぴったりサービスを用いる場合、調整コストは発生しない。一方で、新たな共通システムを構築する場合などの他の共通化の手段を採った場合、システムの運用・保守のコストの負担割合の調整などが発生し、システムの開始が困難となる可能性がある。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

上記のとおり、ぴったりサービスを用いる場合はシステムの開発及び運用・保守のコスト及び調達作業が発生しない。このため、新たな共通システムの構築等他の共通化の手段と比較して、国及び地方のトータルコストが最小化されている。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジタ

ル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータルの「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」）を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について概要以下のように説明している。

① 臨時運行許可のオンライン申請の目的として、臨時運行許可申請について、ぴったりサービスを活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図ること

ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の判断によるが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的な活用を検討するよう促すこと

② オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、本人が番号標を受領する場合は、

ア マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合は電子署名の確認を行うこと

イ 電子署名が行われていない場合はマイナンバーカード等の本人確認書類の確認を行うこと

※ 代理人が番号標を受領する場合は、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認を行うこと

③ オンライン申請における添付書類について、

ア 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）以外の添付書類は内容が確認できるものであれば、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能であること

イ 自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口での原本提示が必須であること（省令改正後はPDFデータ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能となること）

④ 留意事項として、

ア 法人もぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能であること

イ 番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも各自治体の判断によって可能である。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないよう適切に管理することが必要であること

ウ ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応していること

エ ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、

各自治体において申請者に対し積極的に周知するよう依頼すること

国土交通省は、引き続き、事務連絡の内容について各自治体に周知していくとともに、各自治体による申請者に対する積極的な周知を促進する。また、関係事業者等への広報も行う。

また、国土交通省は、本共通化推進方針案に基づく取り組みを進める中で、定期的に、運用状況のフォローアップを行い、運用状況を踏まえ、必要に応じて新たな取組を行うことを検討する等運用の改善を行う。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
びったりサービスの標準様式の提供	■	■	■	■																	国土交通省
自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正	■	■	■	■	■	■	■	■													国土交通省
びったりサービスを用いたオンライン申請の周知の推進及び導入促進									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省

事務連絡
令和7年12月18日

各市区町村 臨時運行許可業務担当部（局）御中

国土交通省物流・自動車局自動車情報課
デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

**マイナポータルの「ぴったりサービス」における
臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて**

臨時運行許可業務の推進については、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地方分権改革に関する提案においては、臨時運行許可申請のオンライン化について提案が実施されたところです。

当該提案を受け、マイナポータルのサービス検索・申請機能（ぴったりサービス）において、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式を令和7年12月25日にリリースすることになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について別紙のとおりお示しいたしますので、内容について十分御了知の上、「ぴったりサービス」によるオンライン申請を活用いただきますようお願いいたします。

臨時運行許可のオンライン申請における事務の運用について

1. 臨時運行許可のオンライン申請の目的

臨時運行許可申請について、デジタル庁が運営するマイナポータル[※]のサービス検索・申請機能（ぴったりサービス[※]）を活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図るものです。

ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の御判断によるものですが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的に御検討・御活用いただきますようお願いいたします。

※ 参照 URL <https://myrna.go.jp/search>

2. 対象となる手続

臨時運行許可申請（道路運送車両法第 34 条）

3. 臨時運行許可申請のオンライン化の実施方法

臨時運行許可申請についてぴったりサービスの利用を希望する場合には、マイナポータル申請管理操作マニュアル～サービス登録編 1.37 版の 25 頁「1. 手続を追加・削除する」をご参照の上、サービスメニューを追加ください。

4. 本人確認方法

臨時運行許可の手続では臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を受領する者の本人確認を行う必要があります。

このことから、オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、以下のとおりの取扱いとします。

（1）申請者本人が番号標の受領者の場合

本人が番号標を受領する場合は、以下のいずれかの方法によって本人確認をお願いします。

①マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合

電子署名の確認

②同電子署名が行われていない場合

マイナンバーカード等の本人確認書類の確認

（2）代理人が番号標の受領者の場合

代理人が番号標を受領する場合、代理人の身元を確認する必要があるため、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認をしてください。

5. オンライン申請における添付書類の取扱い

申請に当たり必要となる添付書類（自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）を除く。）は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像でも受付可能です。ただし、各自治体の御判断により、窓口への出頭時等に原本の提示を求めても差し支えありません。

自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口における原本提示が必須となります。

なお、現在、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討しており、同施行規則が改正された後は PDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能になります。

6. 留意事項

（1）マイナンバーカードの利用について

ぴったりサービスを用いた臨時運行許可申請の標準様式では、マイナンバーカードによる電子署名は必須ではありません。そのため、申請者はマイナンバーカードを用いずとも申請が可能です。なお、各自治体の御判断でマイナンバーカードによる電子署名を必須と設定することは妨げられておりません。

（2）法人による申請への対応

法人による申請の場合、当該法人の代表者や従業員が申請者となることにより、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能です。

（3）番号標の郵送について

各自治体の御判断によって番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも可能です。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないように適切な管理に努めてください。

（4）手数料のキャッシュレス納付について

ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応しています。

オンライン申請と同時に臨時運行許可証の手数料に係るキャッシュレス納付を導入する場合は、決済代行事業者との契約が必要となるため、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当にお問い合わせください。

（5）オンライン申請の周知について

ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、申請の URL を自治体ホームページにおいて申請者にわかりやすい箇所に表示するほか、臨時運行許可に関するリーフレット等へ申請の二次元コードを印字するなど、申請者に対し積極的に周知するようお願いいたします。

7. 問い合わせ先

本件に関するご不明点については、以下へお問い合わせください。

<臨時運行許可制度に関する事>

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

電話番号：03-5253-8587

<ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関する事>

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号：050-3818-2216

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail：support@mail.oss.myna.go.jp

<ぴったりサービスの運用に関する事>

デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

E-mail：kiban.renkei@digital.go.jp